

*2016年5月(第2版)(新記載要領に基づく改訂) 製造販売届出番号: 27B2X00063000005
2008年5月(第1版)

歯科材料 09 歯科用研削材料 JMDN70903000
一般医療機器 歯科用ゴム製研磨材

シリコンポイント HP

- 【形状・構造及び原理等】**
(概要)本品は、ゴム基材で結合された様々な研磨成分から成る歯科用研磨材であらゆる歯科材料の研磨に使用できます。軸付きシリコン研磨材。
主成分はシリコンゴム
- *【使用目的又は効果】**
ゴム基材で結合された様々な研磨成分から成る歯科用研磨材であらゆる歯科材料の研磨に使用できます。
軸付きシリコン研磨材。
- 【品目仕様】**
ポリシロキサン化合物からなる。
- *【使用方法等】**
本品を使用する際には、ハンドピースメーカーに従ってシャंकを、確実に奥まで挿入して使用前に、予備回転を行い振れがないことを確認後、回転数5000rpm以下で使用して下さい。
- 【使用上の注意】**
- 1) 使用注意
- 表示使用回転数を越えた場合には、破折しけがをする恐れがあるので、表示使用回転数を厳守すること。又、ハンドピースメーカーの指示に従ってシャंकを、確実に奥まで挿入して半チャックでないことを確認すること。又、使用前に予備回転を行い振れがないことを確認すること。
 - 頭部の細い、長い、大きい形状のものは、折れたり曲がったりすることがあるので、無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
 - 本品を使用する際には、眼の損傷を防ぐ為に保護眼鏡などの防具を使用すること。
 - 本品を扱う際には粉塵による人体の影響を避ける為、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用し、粉塵を吸入しないこと。
- 本品は、歯科用研削材料の用途以外には使用しないこと。
- 本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- 2) 重要な基本的注意
本品が、眼に入らないように注意すること。
万一眼に入った場合は、直ちに大量の流水で洗浄した後、眼科医の診断を受けること。
- *【保管方法及び有効期間等】**
- 本品は、直射日光・高温・多湿の場所を避けて保管すること。
 - 開封後は、密封して保管すること。
 - 本品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。
- 【包装】**
12本・30本・30枚・50本・100本・120本
- *【製造販売業者及び製造業者等の氏名又は名称等】**
製造販売業者 有限会社 チェスト
及び製造元
7569-0011大阪府高槻市道鶴町4丁目20番10号
TEL 072-669-4180
FAX 072-669-4182
製造元 有限会社 チェスト